条例施行規則様式第26号（第46条関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和6　年　　6　月　　20　　日

長野県知事　　様

提出者

住　所　　長野県上田市殿城５－４

（法人にあっては、主たる事業所の所在地）

氏　名　　山洋電気株式会社　上田事業所
専務執行役員　中山　千裕

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0268-22-8585（代）

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第１項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	山洋電気株式会社　上田事業所
事業場の所在地	長野県上田市殿城５－４
計画期間	令和６年４月１日～令和７年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）
②事業の規模	製造品出荷額　９３，３５７百万円
③従業員数	２，２８３名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙のとおり」

（日本工業規格　Ａ列４番）

（第２面）

<table>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">（管理体制図）

「別紙のとおり」</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和５年度）実績】　「別紙のとおり」</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

・大量に破棄されていたポリ袋を業者に相談のうえ有価物化。
・プラスチック製トレイを有価物化。
・電子部品の梱包材のプラスチックスティック、リールを有価物化。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】「別紙のとおり」</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

・ドッチファイルを社内リユース推進、同時に市への寄付推進。
・取引先に提案のうえ、納入製品の緩衝材の発泡スチロールを段ボール素材へ切り替え。</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の分別に関する事項</td></tr>
<tr><td>①現状</td><td colspan="3">（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

･社内基準に基づいて、「焼却・埋立」、「リサイクル」、「有価物」に分別。日常・定期の分別パトロールの実施と結果のフィードバックによる分別の徹底。</td></tr>
<tr><td>②計画</td><td colspan="3">（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・分別パトロールの実効性をより高めるため、パトロールメンバーのスキルアップ教育の実施、廃棄物学習資料による教育。</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定はない。		

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

特に実施していない。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行う
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

実施する予定はない。</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="8">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和５年度）実績】「別紙のとおり」</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

・社内基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、業者の現地確認後、書面による契約を実施している。　・マニフェストにより、収集運搬、中間処理、最終処分の確認を徹底している。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="3">【目標】「別紙のとおり」</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

・可能な限り、できるだけ優良認定された処理業者に処理を委託する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

別紙1

実績:前年度産業廃棄物排出量
計画:当年度産業廃棄物排出量の目標値

年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位： t

産業廃棄物の種類		総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		処理の委託									
						自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さ量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）		認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	
		①		②＋⑧		⑤		⑦		③＋⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
法律	1 燃え殻																				
	2 汚泥	22.52	20.00									22.52	20.00	14.03	15.00	8.49	5.00				
	3 廃油	312.40	280.00									312.40	280.00	278.80	250.00	33.61	30.00				
	4 廃酸																				
	5 廃アルカリ	77.80	67.00									77.80	67.00	77.80	67.00						
	6 廃プラスチック類	72.97	70.00									72.97	70.00	4.69	6.00	68.28	64.00				
政令	1 紙くず																				
	2 木くず	49.19	50.00									49.19	50.00			49.19	50.00				
	3 繊維くず																				
	4 動植物性残さ																				
	5 ゴムくず																				
	6 金属くず	0.05										0.05		0.05							
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1.493	1									1.493	1	1.394	1	0.099					
	8 鉱さい																				
	9 がれき類																				
	10 家畜ふん尿																				
	11 家畜の死体																				
	12 動物系固形不要物																				
	13 ばいじん																				
	14 処分するために処理したもの																				
合　計		536.42	488.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	536.42	488.00	376.76	339.00	159.66	149.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※　総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量

【記載方法】

・各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。

・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。

・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。

・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量を記載してください。

廃棄物管理体系図

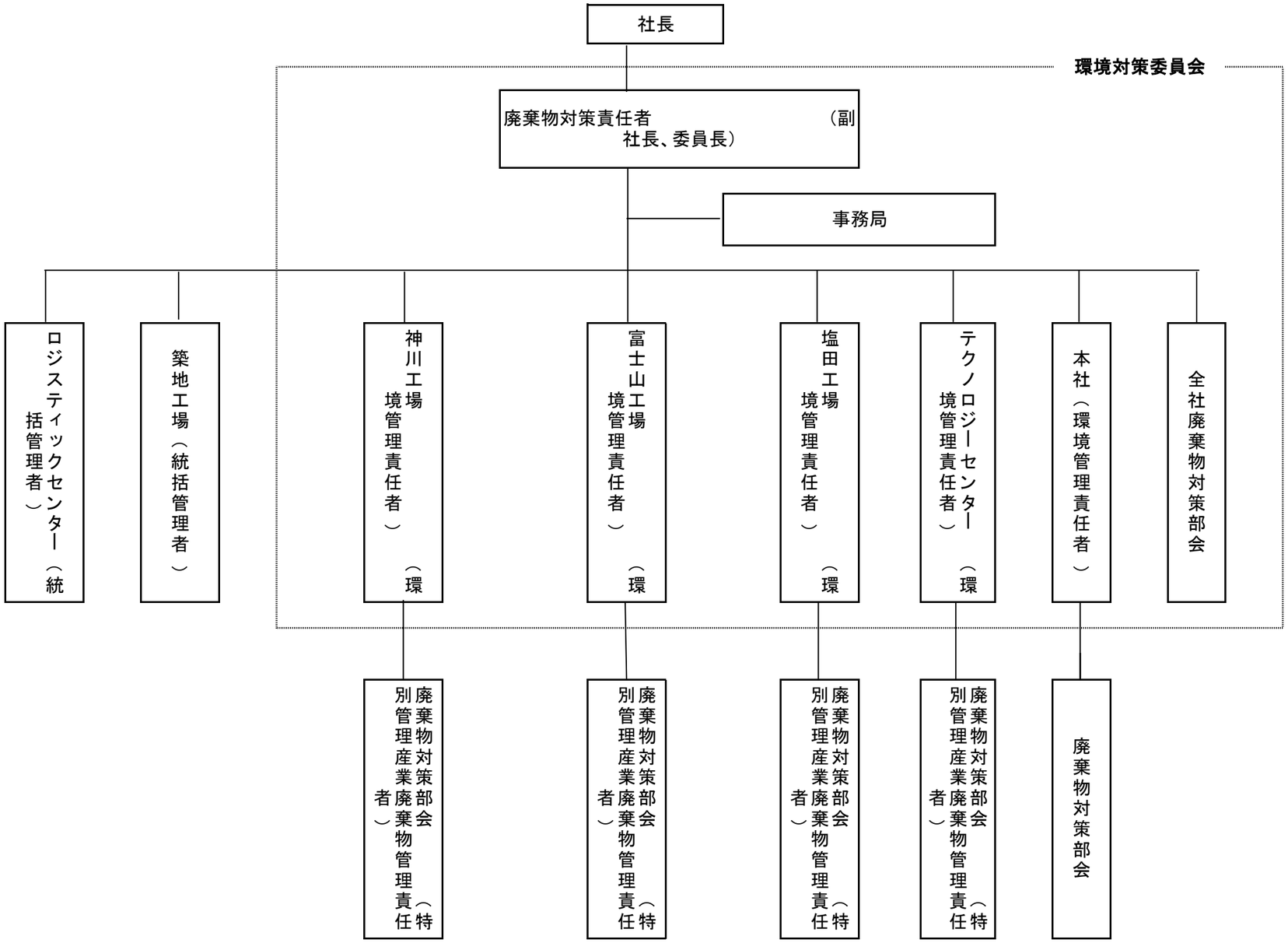
社長
環境対策委員会
廃棄物対策責任者（副社長、委員長）
事務局
ロジスティックセンター（統括管理者）
築地工場（統括管理者）
神川工場（環境管理責任者）
富士山工場（環境管理責任者）
塩田工場（環境管理責任者）
テクノロジーセンター（環境管理責任者）
本社（環境管理責任者）
全社廃棄物対策部会
廃棄物対策部会（特別管理産業廃棄物管理責任者）
廃棄物対策部会（特別管理産業廃棄物管理責任者）
廃棄物対策部会（特別管理産業廃棄物管理責任者）
廃棄物対策部会（特別管理産業廃棄物管理責任者）
廃棄物対策部会

産業廃棄物の一連の処理工程

汚泥	再生処理業者へ委託処理 →	脱水残渣は堆肥化、路盤材、セメント材料に再生
廃油	再生処理業者へ委託処理 →	再利用、再生油化、焼却残渣はセメント原料化
廃アルカリ	再生処理業者へ委託処理 →	再利用、再生油化、焼却残渣はセメント原料化
廃プラスチック類	再生処理業者へ委託処理 →	固形燃料化、高炉還元剤化、発電用燃料材
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	再生処理業者へ委託処理 →	路盤材に再生